

第 39 回

定時株主総会招集ご通知

新型コロナウイルスによる感染防止に向けた当社の株主総会への対応についてP.3に記載しております。あらかじめご確認くださいませようお願い申し上げます。

開催
日時

2021年5月20日（木曜日）
午前10時00分（受付開始予定 午前9時30分）

開催
場所

ソーバル株式会社 本社（大崎MTビル7階）
東京都品川区北品川五丁目9番11号（末尾の会場ご案内図をご参照ください）

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

目次

P.1	第39回定時株主総会招集ご通知
P.4	株主総会参考書類
	第1号議案 剰余金処分の件
	第2号議案 取締役4名選任の件
P.8	事業報告
P.25	連結計算書類
P.28	計算書類
P.31	監査報告書

2021年4月30日

株 主 各 位

東京都品川区北品川五丁目9番11号
ソ ー バ ル 株 式 会 社
代表取締役社長兼最高経営責任者 推 津 敦

第39回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第39回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年5月19日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

インターネットによる開示について

下記①及び②の事項につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.sobal.co.jp/ir/kabu_meeting.html）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。

したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査役及び会計監査人が会計監査報告及び監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部です。

①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表

当社ウェブサイト

https://www.sobal.co.jp/ir/kabu_meeting.html

記

1. 日 時 2021年5月20日（木曜日）午前10時00分（受付開始予定 午前9時30分）
2. 場 所 東京都品川区北品川五丁目9番11号
ソーバル株式会社 本社（大崎MTビル7階）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください）

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項
1. 第39期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第39期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役4名選任の件

以 上

1. 当日は開会間際の混雑緩和のため、お早めにご来場くださいますよう、お願い申し上げます。
2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
3. 当日は、軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。
4. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイト（https://www.sobal.co.jp/ir/kabu_meeting.html）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルスによる感染防止に向けた当社の株主総会への対応について、以下のとおりご案内いたしますとともに、株主の皆様のご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

【当社の対応について】

- ・株主総会の運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただきます。
- ・受付付近にアルコール消毒液を設置いたします。
- ・ご滞在時間短縮のため、受付開始予定を午前9時30分といたします。

【株主様へのお願い】

- ・株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にもご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願いいたします。
- ・ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、株主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。
- ・株主総会の議決権行使は、書面による方法もございますので、そちらのご利用も併せてご検討ください。

【来場される株主様へのお願い】

- ・ご来場の株主様におかれましては、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスクのご着用とアルコール消毒液のご使用をお願いいたします。
- ・株主様の安全を第一に考え、受付にて検温をさせていただき、その結果37.5℃以上の発熱がある方や体調不良と見受けられる方はご入場をお控えいただきますので、あらかじめご了承ください。
- ・感染拡大防止のため、会場の座席の間隔を広げることから、ご用意できる席数が限られております。このため、当日ご来場いただいたとしてもご入場をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。

なお、今後の状況変化によっては、上記の内容を変更する場合がございますので、適宜当社ウェブサイトにてご確認をお願いいたします。

第1号議案 | 剰余金処分の件

当社は、経営基盤の強化と財務体質の健全性を勘案しつつ、安定的な配当を業績に応じて行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、将来の事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、財政状態、利益水準及び配当性向などを総合的に勘案して実施することとし、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその金額

当社普通株式1株につき金16.0円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は125,876,528円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2021年5月21日（金曜日）

第2号議案 | 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、現任の取締役4名は任期満了となりますので、改めて、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

【参考】 候補者一覧

候補者 番号	氏名	当社における現在の地位
1 再任	推 津 敦 (しいづ あつし)	代表取締役社長兼最高経営責任者
2 再任	東 谷 正 雄 (ひがしや まさお)	取締役
3 再任	舊 橋 学 (ふるはし まなぶ)	取締役
4 再任	山 林 敬 (やまばやし けい)	取締役

1	しい づ あつし 推 津 敦	(1978年8月31日生)	再任												
<p>■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">2005年 9月 当社入社</td> <td style="width: 50%;">2014年 4月 執行役員就任</td> </tr> <tr> <td>2007年 3月 常務執行役員就任</td> <td>2014年 5月 代表取締役副社長就任</td> </tr> <tr> <td>2009年 5月 取締役就任</td> <td>2015年 5月 代表取締役副会長兼最高経営責任者就任</td> </tr> <tr> <td>専務執行役員就任</td> <td>2017年 5月 経理部長就任</td> </tr> <tr> <td>2011年 3月 取締役副社長就任</td> <td>2018年 5月 代表取締役社長兼最高経営責任者就任（現任）</td> </tr> <tr> <td>2012年 5月 最高執行役員就任</td> <td></td> </tr> </table> <p><重要な兼職の状況> 株式会社コアード 代表取締役会長 アンドールシステムサポート株式会社 代表取締役会長兼最高経営責任者</p> <p>■ 候補者とした理由 推津敦氏は、当社及び各グループ会社の最高経営責任者として経営全般を担って、高い経営能力を有し、当社グループを牽引しております。そのことから引き続き取締役の候補者として選任をお願いするものであります。</p> <p>所有する当社の株数 377,440株</p>				2005年 9月 当社入社	2014年 4月 執行役員就任	2007年 3月 常務執行役員就任	2014年 5月 代表取締役副社長就任	2009年 5月 取締役就任	2015年 5月 代表取締役副会長兼最高経営責任者就任	専務執行役員就任	2017年 5月 経理部長就任	2011年 3月 取締役副社長就任	2018年 5月 代表取締役社長兼最高経営責任者就任（現任）	2012年 5月 最高執行役員就任	
2005年 9月 当社入社	2014年 4月 執行役員就任														
2007年 3月 常務執行役員就任	2014年 5月 代表取締役副社長就任														
2009年 5月 取締役就任	2015年 5月 代表取締役副会長兼最高経営責任者就任														
専務執行役員就任	2017年 5月 経理部長就任														
2011年 3月 取締役副社長就任	2018年 5月 代表取締役社長兼最高経営責任者就任（現任）														
2012年 5月 最高執行役員就任															

2	ひがし や まさ お 東 谷 正 雄	(1978年12月21日生)	再任						
<p>■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">2006年 12月 当社入社</td> <td style="width: 50%;">2016年 7月 アンドールシステムサポート株式会社 取締役就任（現任）</td> </tr> <tr> <td>2015年 4月 執行役員就任</td> <td>2017年 5月 専務取締役就任</td> </tr> <tr> <td>2015年 5月 株式会社コアード取締役社長就任（現任）</td> <td>2020年 5月 取締役就任（現任）</td> </tr> </table> <p><重要な兼職の状況> 株式会社コアード 取締役社長 アンドールシステムサポート株式会社 取締役</p> <p>■ 候補者とした理由 東谷正雄氏は、グループ会社の社長として堅実な経営に手腕を発揮し、当社グループの発展に貢献しております。そのことから引き続き取締役の候補者として選任をお願いするものであります。</p> <p>所有する当社の株数 15,400株</p>				2006年 12月 当社入社	2016年 7月 アンドールシステムサポート株式会社 取締役就任（現任）	2015年 4月 執行役員就任	2017年 5月 専務取締役就任	2015年 5月 株式会社コアード取締役社長就任（現任）	2020年 5月 取締役就任（現任）
2006年 12月 当社入社	2016年 7月 アンドールシステムサポート株式会社 取締役就任（現任）								
2015年 4月 執行役員就任	2017年 5月 専務取締役就任								
2015年 5月 株式会社コアード取締役社長就任（現任）	2020年 5月 取締役就任（現任）								

3	<small>ふる はし まなぶ</small> 舊 橋 学	(1967年3月22日生)	再任												
<p>■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">2016年 2月</td> <td style="width: 40%;">当社入社 執行役員就任 総務部長就任</td> <td style="width: 20%;">2019年 3月</td> <td style="width: 20%;">新規事業部長就任 営業部長就任(現任)</td> </tr> <tr> <td>2016年 5月</td> <td>専務取締役就任</td> <td>2020年 5月</td> <td>取締役就任(現任)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2021年 3月</td> <td>DX推進部長就任(現任)</td> </tr> </table> <p>■ 候補者とした理由 舊橋学氏は、豊富な経験と高い専門知識を有し、当社の営業及び新規事業部門でその能力を発揮しております。そのことから引き続き取締役の候補者として選任をお願いするものであります。</p> <p>所有する当社の株数 1,200株</p>				2016年 2月	当社入社 執行役員就任 総務部長就任	2019年 3月	新規事業部長就任 営業部長就任(現任)	2016年 5月	専務取締役就任	2020年 5月	取締役就任(現任)			2021年 3月	DX推進部長就任(現任)
2016年 2月	当社入社 執行役員就任 総務部長就任	2019年 3月	新規事業部長就任 営業部長就任(現任)												
2016年 5月	専務取締役就任	2020年 5月	取締役就任(現任)												
		2021年 3月	DX推進部長就任(現任)												

4	<small>やま ばやし けい</small> 山 林 敬	(1974年2月21日生)	再任												
<p>■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">2001年 4月</td> <td style="width: 40%;">当社入社</td> <td style="width: 20%;">2017年 3月</td> <td style="width: 20%;">システムソリューション部長就任(現任)</td> </tr> <tr> <td>2013年 4月</td> <td>執行役員就任</td> <td>2017年 5月</td> <td>取締役就任(現任)</td> </tr> <tr> <td>2016年 5月</td> <td>株式会社コアード取締役就任(現任)</td> <td>2019年 3月</td> <td>システム本部長就任(現任)</td> </tr> </table> <p><重要な兼職の状況> 株式会社コアード 取締役</p> <p>■ 候補者とした理由 山林敬氏は、長年にわたり当社の事業部門の業務に携わり、現場に精通し豊富な知識と高い専門知識を有し、当社の発展に貢献しております。そのことから引き続き取締役の候補者として選任をお願いするものであります。</p> <p>所有する当社の株数 1,200株</p>				2001年 4月	当社入社	2017年 3月	システムソリューション部長就任(現任)	2013年 4月	執行役員就任	2017年 5月	取締役就任(現任)	2016年 5月	株式会社コアード取締役就任(現任)	2019年 3月	システム本部長就任(現任)
2001年 4月	当社入社	2017年 3月	システムソリューション部長就任(現任)												
2013年 4月	執行役員就任	2017年 5月	取締役就任(現任)												
2016年 5月	株式会社コアード取締役就任(現任)	2019年 3月	システム本部長就任(現任)												

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について更新を予定しておりません。

以上

(添付書類)

事業報告 (2020年3月1日から2021年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響から景気が停滞し、その後、政府による景気支援策の効果や海外経済の改善もあって一部で持ち直しが見られたものの、2021年1月には緊急事態宣言が再度発出されるなど、感染症の収束時期の目途が未だ見えず、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの属する情報サービス産業においては、この環境下における課題を乗り越えるための生産性向上や変革に向けた戦略的ICT投資など、一部のセグメントにおける需要の増加がみられたものの、経済産業省「特定サービス産業動態統計」によると、8月から12月の月別売上高が前年同月比で減少するなど、企業収益悪化の懸念からの投資抑制などもあり、厳しい状況が続いております。

このような状況の中、当社グループにおきましては、主要顧客からの大幅な業務縮小があり、その対応として、新規顧客の開拓や、堅調である既存顧客へのさらなる受注拡大に向けた営業活動に注力してまいりましたが、すべてを補うまでには至りませんでした。

また、社内の勤務体制としては、4月の緊急事態宣言以降、感染防止策の一環として、自社勤務者に対して、全体出勤率を30%に抑えるなどの方針を徹底したことにより、社員の安全が確保され、業績への影響も最小限にとどめることが出来ました。なお、本対策による一時的な投資もありましたが、継続的なコスト削減策も功を奏し、利益については、修正予算を上回ることが出来ました。

以上により、当社グループの売上高は7,531百万円（前年同期比9.7%減）、営業利益は251百万円（同60.3%減）、経常利益は557百万円（同13.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は378百万円（同13.2%減）となりました。

なお、当社グループは単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、資本市場での社債及び新株式の発行による資金調達はありませんでした。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、主としてファームウェア、ソフトウェア並びにハードウェアの開発及び評価に関するサービスを提供しております。当社グループの主要取引先が属する業界においては、顧客企業におけるエンジニアに対するニーズと競合他社との差別化の観点から、支援する技術品質の安定的な向上とともに、以下の3点を重要課題として取り組んでまいります。

① 新規取引先における信頼の獲得と規模の拡大

当連結会計年度では、主要顧客であるキャノングループからの大幅な業務縮小が発生し、それを補うべく、新規取引先の獲得に努めてまいりました。結果、新規取引先の開拓は順調に行うことが出来ましたが、取引開始したばかりであり、1社あたりの取引額が小さい状況です。今後は、これらの新規取引先を優良取引先とすべく、信頼を構築するとともにそれぞれの取引先との規模の拡大を目指してまいります。

② 優秀な人材の確保及び育成

取引先のニーズに対して、最適なサービスを提供するためには、優秀なエンジニアの確保及び育成が、重要な課題であると認識しております。

このため、エンジニアの採用面において「人」を最重視した方針を掲げ、技術スキルのみ偏った採用に陥らず、人間性重視の採用戦略を押し進めております。

採用後は、新卒エンジニアに対しては、社会人として常識のある行動の教育と、集中的な技術基礎教育を行い、その後、OJTを通じて実践的な技術力を磨いております。エンジニアとして一定のスキルが身についた後も、各種育成プログラムにより、継続してスキルアップが可能な場を提供し、優秀なエンジニアの育成を行っております。

③ 業務効率化による利益率向上への取組み

利益率向上への取組みとして、業務効率化は不可欠であると認識しております。その実現には、スケジュール策定・工数見積・要員計画といったプロジェクト管理のスキルの高いリーダーが必要となります。

当社グループでは、技術面の教育に加えて、実際のプロジェクト運営の経験を数多く積み重ねることで、優秀なプロジェクトリーダー・マネージャーの育成を行い、中長期的な利益率の向上に取り組んでおります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第36期 2018年2月期	第37期 2019年2月期	第38期 2020年2月期	第39期 (当連結会計年度) 2021年2月期
売上高 (百万円)	8,223	8,190	8,344	7,531
経常利益 (百万円)	588	631	645	557
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	425	417	436	378
1株当たり当期純利益 (円)	52.06	51.16	54.97	48.12
総資産 (百万円)	4,020	4,148	4,327	4,283
純資産 (百万円)	3,016	3,226	3,088	3,231

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 2017年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割については、2018年2月期期首に株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を2020年2月期の期首から適用しており、2019年2月期については当該会計基準等を遡って適用した後の数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第36期 2018年2月期	第37期 2019年2月期	第38期 2020年2月期	第39期 (当事業年度) 2021年2月期
売 上 高 (百万円)	6,944	6,891	6,833	6,166
経 常 利 益 (百万円)	522	536	560	425
当 期 純 利 益 (百万円)	350	355	391	286
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	42.90	43.50	49.29	36.46
総 資 産 (百万円)	3,570	3,596	3,701	3,513
純 資 産 (百万円)	2,815	2,962	2,779	2,830

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 2. 2017年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割については、2018年2月期期首に株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社コアード	20百万円	100.0%	ソフトウェアの受託開発
アンドールシステムサポート株式会社	99百万円	100.0%	ハードウェア設計・開発・製造、 ソフトウェアの受託開発

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社及び子会社2社で構成されており、ファームウェア、ソフトウェア並びにハードウェアの設計、開発及び評価に関するサービスを提供するエンジニアリング事業を主な事業として展開しております。

(8) 主要な営業所及び工場

① 当社

本社

東京都品川区

下丸子オフィス

東京都大田区

② 子会社

株式会社コアード

東京都港区

アンドールシステムサポート株式会社

東京都品川区

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
963名	3名減

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
839名	2名増	37.2歳	11.8年

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 29,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,167,498株
- (3) 株主数 5,177名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
	株	%
エバーコア株式会社	3,480,000	44.2
ソーバル従業員持株会	849,800	10.8
川下 奈々	377,440	4.8
推津 敦	377,440	4.8
丸田 卓	100,000	1.3
新海 秀治	51,900	0.7
町田 泰則	43,000	0.5
S M B C日興証券株式会社	41,500	0.5
推津 順一	40,080	0.5
推津 幸子	40,040	0.5

(注) 持株比率は、自己株式数(300,215株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

		第5回新株予約権
発行決議日		2020年3月9日
新株予約権の数		295個 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 29,500株 (新株予約権1個につき、100株) (注2)
新株予約権の払込金額		1個につき 64,100円 (注3)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株につき 1円
権利行使期間		2022年6月1日から2032年5月31日まで
行使の条件		(注4)
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 275個 目的となる株式数 27,500株 交付者数 130名
	当社子会社の使用人	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 2,000株 交付者数 9名

(注) 1.上記のうち、17個(1,700株)は退職により権利を喪失しております。

2.新株予約権を割り当てる日後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む)または株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

3.本新株予約権の割当てを受ける者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権と相殺するものとする。

4.

① 新株予約権者は、当社が提出した2022年2月期乃至2031年2月期の有価証券報告書に記載されている連結売上高又は連結営業利益が、下記の(a)又は(b)のいずれかの条件を充たした場合、当該条件を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができるものとする。

(a) 連結売上高が100億円を超過した場合

(b) 連結営業利益が10億円を超過した場合

なお、適用される会計基準の変更等により参照すべき連結売上高及び連結営業利益の概念に重要な変更があった場合には、合理的な範囲内において、当社の取締役会が別途参照すべき適正な指標を定めるものとする。

② 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、執行役員もしくは従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役又は執行役員が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。

③ 新株予約権者は新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

④ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

⑤ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
推津 敦	代表取締役社長	最高経営責任者 株式会社コアード 代表取締役会長 アンドールシステムサポート株式会社 代表取締役会長兼 最高経営責任者
東谷 正雄	取締役	株式会社コアード 取締役社長 アンドールシステムサポート株式会社 取締役
舊橋 学	取締役	営業部長 新規事業部長
山林 敬	取締役	システム本部長 システムソリューション部長 株式会社コアード 取締役
伊藤 光男	常勤監査役	—
鷺海 量明	監査役	株式会社エクス・ブレイン 代表取締役 税理士法人おしうみ総合会計事務所 代表社員 株式会社レブ・パートナーズ 代表取締役
河崎 健一郎	監査役	早稲田リーガルcommons法律事務所 代表

- (注) 1. 監査役 鷺海量明氏及び河崎健一郎氏は社外監査役であります。
2. 監査役 鷺海量明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役 鷺海量明氏及び河崎健一郎氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各監査役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (一名)	69百万円 (一百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (4名)	12百万円 (3百万円)
合 計	12名	81百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、従業員兼務取締役の従業員分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2009年5月26日開催の第27回定時株主総会決議において年額1億7千万円以内（ただし、従業員分給与は含まない）と決議しております。
3. 監査役の報酬限度額は、2006年5月26日開催の第24回定時株主総会決議において年額2千万円以内と決議しております。
4. 支給額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金の繰入額4百万円（取締役4百万円及び監査役0百万円）が含まれております。
5. 上記のほか、2020年5月21日開催の第38回定時株主総会の決議に基づき、退職慰労金を退任取締役3名に対して59百万円支給しております。

(4) 社外役員等に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先	兼職の内容
監 査 役	鴛 海 量 明	株式会社エクス・ブレイン 税理士法人おしうみ総合会計事務所 株式会社レブ・パートナーズ	代表取締役 代表社員 代表取締役
	河 崎 健 一 郎	早稲田リーガルコモンズ法律事務所	代表

(注) 社外役員の重要な兼職先と当社との間には、重要な取引関係はありません。

② 主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監 査 役	鴛 海 量 明	社外監査役就任後に13回開催された取締役会のうち12回に出席、また10回開催された監査役会のすべてに出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から適宜発言を行っております。
	河 崎 健 一 郎	社外監査役就任後に13回開催された取締役会のうち11回に出席、また10回開催された監査役会のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から必要に応じ、当社の経営上有用な指摘・意見を述べております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 24,000千円

当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 24,000千円

- (注) 1. 上記金額は、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬額を明確に区分していないため、これらの合計金額で記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は次のとおりであります。

1 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、企業行動の適正化に関する事項を統括する組織としてコンプライアンス委員会を設置し、当社取締役が、法令遵守はもとより社会構成員として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動するための体制を構築いたします。

コンプライアンス体制構築とその徹底、推進並びに法令等や行動規範に違反する行為に対処するため、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を組織しております。当委員会は、取締役、従業員及び常勤監査役により構成され、活動しております。

② コンプライアンス違反に係る事態が発見された際には、その内容が適切に報告されるよう委員会内部の情報共有を徹底、相互牽制する仕組みを構築し、その浸透を図っております。

③ 当社取締役に、定期的にコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンスが自らの問題であることの意識を高め、適正な業務遂行が行えるようにしております。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 当社は、取締役の職務の執行に係る情報・文書を法令及び社内規程に基づき適正に保存及び管理し、必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直しを行っております。

② 取締役が決裁するその他の重要な文書も法令・社内規程に基づき、それぞれの担当職務に従い適切に保存・管理を行っております。

③ 取締役及び監査役は、これらの文書を、随時閲覧できるものとしております。

④ 情報管理については、情報セキュリティに関する規程及びガイドライン、個人情報保護に関する基本方針及び規程に基づき管理しております。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 内部統制委員会

当社は、代表取締役を委員長とする内部統制委員会を設置し、事業に内在するリスクを把握分析した上で対策を検討し各部門の対策実施方針を決定いたします。

② 取締役会によるリスク管理

定例取締役会において、営業状況、資金繰りを含めた財務状況の進捗状況が報告されるほか、必要に応じて臨時取締役会が開催され、リスクへの早期対応を行っております。

③ 内部監査部門

代表取締役直轄の組織として、内部監査室を設置し、監査役と連携を図りながら、内部統制の観点から各部門の業務の適法性及び妥当性について監査を実施しております。また、内部監査室員が、各拠点及び本部の各部署を定期的に監査し、リスクの存在を早期に発見し、業務執行責任者である代表取締役に急報できる体制を整備しております。

④ コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、定期的な会議で、情報を共有、相互牽制を行い、必要に応じて、それぞれの担当部署が規程・マニュアルの作成・配付・周知徹底を行っております。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、適宜臨時に開催するものとしております。また、経営に関する重要事項については、経営会議において議論を行い、その審議を経て、取締役会で執行決定を行うものとしております。

② 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めるものとしております。

③ 中期経営計画及び年度事業計画を立案し、全社的な目標を設定するものとしております。また、取締役及び各部門長により構成された経営会議において、定期的に各部門より業績のレビューと改善策を報告させ、具体的な施策を実施させるものとしております。

- 5 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 従業員が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるようにコンプライアンス基本方針を定めております。また、その徹底を図るために、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、社内サイトにコンプライアンス・ガイドラインを設け啓蒙教育を実施しております。
 - ② コンプライアンス上、疑義のある行為について取締役及び従業員が社内の内部通報窓口や相談窓口等を通じて会社に通報できる制度を運営するものとしております。
- 6 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① グループ会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行うこととしております。
 - ② 当社は、グループ会社の内部統制担当者と連携し、内部統制システムの構築、運用及び有効性評価を行い、グループ全体のリスク管理体制を確立しております。
 - ③ 監査役、会計監査人及び内部監査室が連携し、企業集団の連結経営の有効性、効率性等を確保するための監査体制を構築しております。
- 7 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制並びに従業員の取締役からの独立性に関する事項
 - ① 監査役会は、内部監査室その他の部門の従業員に対し、監査役が行う監査業務につきスタッフとして必要な事項を遂行させることができます。当該事項を遂行する従業員は、その遂行にあたり取締役、所属部門長等の指揮命令、関与を受けないものとなっております。
 - ② 監査役の職務を補助すべき監査役スタッフを監査役から求められた場合には、取締役と監査役が意見交換を行い、合理的な範囲で任命することとなっております。
 - ③ 監査役スタッフの任命・異動については、監査役会の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保いたします。

- 8 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役及び従業員は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、また、会社の信用を大きく低下させた事項、またはその恐れのある事項を監査役に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、または会社に損害を及ぼす事実を知った時は、遅滞なく報告するものとしております。なお、前記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び従業員に対し報告を求めることができるものとしております。
 - ② 監査役は、会計監査人、内部監査部門と情報交換に努め、当社の監査の実効性を確保するものとしております。
- 9 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会の運営、議事録の作成・備え置きに関する事務、その他法令の解釈運用等に関する事務並びに取締役会資料の管理等に関する事務を人事・総務部が行い、監査役は、人事・総務部へ要請すれば、適宜必要情報を入手することができます。
 - ② 代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行うこととしております。
 - ③ 監査役は、監査役会で定められた監査方針に従い、会計監査、業務監査の一環として取締役会へ出席することで、会社の健全な経営に資するために職務の遂行を行っております。また、内部監査室、会計監査人とは情報及び意見の交換を行っております。
- 10 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- ① 基本方針
当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とのいかなる関係をも排除し、不当要求等に対しては毅然とした対応を行っていくことを基本方針としております。

② 整備状況

- ・当社は反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応することを、当社就業規則及び日常の行動規範に設け、従業員に対し、その徹底を図っております。
- ・人事・総務部を反社会的勢力対応の統括部門として位置付け、反社会的勢力及びその対応に関する情報につき各事業部門と共有を図り、注意喚起を促しております。併せて、反社会的勢力との取引等の未然防止に努めております。
- ・所管警察並びに公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会及び弁護士等の外部機関との連携体制を構築しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、内部監査室または内部統制委員会を通じて、定期的に取り締役及び監査役に報告し、適切な「業務の適正を確保するための体制」の構築・運用に努めております。当連結会計年度においては、コンプライアンスに対する意識向上を図るため、「コンプライアンス・ガイドライン」の改訂を行い、社内イントラネットを通じた全従業員への周知徹底に取り組んでまいりました。

また、当社はグループ会社全体での業務の適正を確保するため、子会社に対する監査の強化を図っております。その結果、発見された問題につきましては、適時適切に情報の共有を行い、改善処置を実施しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への長期的利益還元を経営課題の一つとして考え、当社において将来可能性がある企業買収や設備投資、研究開発等のための内部留保の充実を図るとともに、安定的かつ継続的な利益還元策の実施を目指すことを基本方針としております。

2021年2月期の期末配当については、当社普通株式1株につき金16.0円とさせていただきます。

本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表 (2021年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,485,622	流 動 負 債	888,403
現 金 及 び 預 金	1,992,163	買 掛 金	12,038
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	844,305	未 払 金	235,981
仕 掛 品	272,981	未 払 法 人 税 等	59,231
原 材 料	12,915	未 払 消 費 税 等	132,913
預 け 金	300,000	賞 与 引 当 金	238,799
そ の 他	68,328	受 注 損 失 引 当 金	7,512
貸 倒 引 当 金	△5,070	そ の 他	201,924
固 定 資 産	798,012	固 定 負 債	163,989
有 形 固 定 資 産	525,932	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	55,791
建 物 及 び 構 築 物	104,841	繰 延 税 金 負 債	26,703
車 両 運 搬 具 及 び 工 具 器 具 備 品	10,683	そ の 他	81,494
土 地	410,407	負 債 合 計	1,052,392
無 形 固 定 資 産	9,074	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	9,074	株 主 資 本	3,223,322
投 資 そ の 他 の 資 産	263,004	資 本 金	214,265
繰 延 税 金 資 産	109,093	資 本 剰 余 金	119,265
そ の 他	153,911	利 益 剰 余 金	3,231,621
		自 己 株 式	△341,828
		新 株 予 約 権	7,919
		純 資 産 合 計	3,231,242
資 産 合 計	4,283,635	負 債 純 資 産 合 計	4,283,635

連結損益計算書 (2020年3月1日から2021年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		7,531,832
売上原価		6,354,816
売上総利益		1,177,015
販売費及び一般管理費		925,273
営業利益		251,741
営業外収益		
受取利息	20	
保険配当金	10,970	
雇用調整助成金	263,059	
その他	32,794	306,844
営業外費用		
支払利息	126	
固定資産除却損	989	
その他	66	1,182
経常利益		557,403
税金等調整前当期純利益		557,403
法人税、住民税及び事業税	146,065	
法人税等調整額	32,773	178,839
当期純利益		378,563
親会社株主に帰属する当期純利益		378,563

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結株主資本等変動計算書 (2020年3月1日から2021年2月28日まで)

(単位：千円)

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	214,265	119,265	3,096,943	△341,828	3,088,645	－	3,088,645
当期変動額							
剰余金の配当	－	－	△243,885	－	△243,885	－	△243,885
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	378,563	－	378,563	－	378,563
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－	－	－	7,919	7,919
当期変動額合計	－	－	134,677	－	134,677	7,919	142,597
当期末残高	214,265	119,265	3,231,621	△341,828	3,223,322	7,919	3,231,242

貸借対照表 (2021年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	2,462,040	流動負債	604,795
現金及び預金	1,302,671	未払金	147,215
売掛金	654,639	未払費用	64,978
仕掛品	127,586	未払法人税等	34,704
前払費用	43,337	未払消費税等	100,392
預け金	300,000	前受金	354
その他	37,740	預り金	56,751
貸倒引当金	△3,936	賞与引当金	196,985
固定資産	1,051,579	受注損失引当金	534
有形固定資産	130,484	その他の	2,877
建物	41,626	固定負債	78,140
車両運搬具	0	役員退職慰労引当金	47,283
工具、器具及び備品	9,950	その他の	30,857
土地	78,907	負債合計	682,935
無形固定資産	7,742	(純 資 産 の 部)	
ソフトウェア	7,026	株主資本	2,822,763
その他	716	資本金	214,265
投資その他の資産	913,351	資本剰余金	119,265
投資有価証券	0	資本準備金	119,265
関係会社株式	182,310	利益剰余金	2,831,062
関係会社長期貸付金	490,000	利益準備金	23,750
長期前払費用	1,580	その他利益剰余金	2,807,312
繰延税金資産	96,019	別途積立金	40,000
差入保証金	143,441	繰越利益剰余金	2,767,312
		自己株式	△341,828
		新株予約権	7,919
		純資産合計	2,830,683
資産合計	3,513,619	負債純資産合計	3,513,619

損益計算書 (2020年3月1日から2021年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		6,166,610
売上原価		5,248,547
売上総利益		918,062
販売費及び一般管理費		798,384
営業利益		119,677
営業外収益		
受取利息	3,343	
保険配当金	9,711	
経営指導料	1,200	
雇用調整助成金	258,424	
その他	34,254	306,934
営業外費用		
支払利息及び割引料	126	
固定資産除却損	989	
その他	38	1,154
経常利益		425,457
税引前当期純利益		425,457
法人税、住民税及び事業税	103,282	
法人税等調整額	35,306	138,589
当期純利益		286,867

株主資本等変動計算書 (2020年3月1日から2021年2月28日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	214,265	119,265	119,265	23,750	40,000	2,724,330	2,788,080
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△243,885	△243,885
当期純利益	-	-	-	-	-	286,867	286,867
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	42,982	42,982
当期末残高	214,265	119,265	119,265	23,750	40,000	2,767,312	2,831,062

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計		
当期首残高	△341,828	2,779,781	-	2,779,781
当期変動額				
剰余金の配当	-	△243,885	-	△243,885
当期純利益	-	286,867	-	286,867
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	-	-	7,919	7,919
当期変動額合計	-	42,982	7,919	50,902
当期末残高	△341,828	2,822,763	7,919	2,830,683

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年4月12日

ソーバル株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 金子 靖 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 寺澤 直子 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ソーバル株式会社の2020年3月1日から2021年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソーバル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年4月12日

ソーバル株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 金子 靖 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 寺澤 直子 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ソーバル株式会社の2020年3月1日から2021年2月28日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年3月1日から2021年2月28日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各分室において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年4月12日

ソーバル株式会社 監査役会

常勤監査役 伊藤 光 男 ㊟

社外監査役 鴛 海量 明 ㊟

社外監査役 河崎 健一郎 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図

〒141-0001 東京都品川区北品川五丁目9番11号 大崎MTビル7階

ソーバル株式会社 本社

電話：03-6409-6131



○JR山手線・JR埼京線・JR湘南新宿ライン「大崎」駅より徒歩8分

○りんかい線「大崎」駅より徒歩8分

(南改札口を出られ、ゲートシティ大崎内をお通りいただくのが最短です。)

※JR山手線_渋谷方面よりお越しの方は、進行方向『前側』の車両にお乗りください。

※JR山手線_東京方面よりお越しの方は、進行方向『後側』の車両にお乗りください。

※駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。